

第3次三鷹市基本計画の第2次改定に向けて

改定に向けた基本的な考え方

第3次三鷹市基本計画は、目標年次を2010年(平成22年)とし、計画期間を4年毎の3期(前期・中期・後期)に分け、各期に見直し(ローリング)を実施することとしています。平成19年度は、この見直しの年度に該当しますが、平成18年4月の三鷹市自治基本条例施行後、初めての計画改定であることを踏まえ、次の基本的な考え方に基づき改定を行います。

(1) 第2次改定の方向

基本計画の第2次改定にあたっては、下記の点を改定の基本的な方向として取り組みを行うものとします。

全面的な改定ではないため、基本的には、国等の制度改革や社会経済状況の変化への対応などを中心とした時点修正的な改定を基本とします。

厳しい財政状況や「三位一体の改革」の展開を踏まえ、事業の徹底的な見直しを行い、「行財政改革アクションプラン2010」の計画的な推進を図るとともに、新たな課題等については改定計画に盛り込み、さらなる行財政改革を推進します。

行財政改革に加え、各施策等の個別計画に関する新たな課題等にも対応するために、新規課題等については改定計画に盛り込み、積極的な取り組みを行うものとします。

公職選挙法の改正により、先の統一地方選挙から初めて選挙期間中に首長候補者のローカルマニフェストの要旨を掲載できるビラの配布が可能となり、選挙公報とともに公表されました。そこで、選挙後に策定した第2次改定に関する市長方針に基づき、計画の改定を行うものとします。

新たな課題である、市の公共施設を効率的に整備・運営し、有効に利活用していく「ファシリティ・マネジメント(注1)」の取り組みとともに、より大きな課題として、三鷹市の「都市の再生・リノベーション(注2)」に関し公共施設の整備や再配置のあり方の方向性を示すものとします。

国レベルの福祉、年金、医療における制度改革や税制改正等が及ぼす問題によって、市民生活にもたらされる「痛み」や増税感の顕在化といった課題が生じています。このような制度改革の負の影響を最小限にするセーフティーネットとしての施策のあり方を明示します。

情報化や都市化が進む三鷹市にあって最も大切な財産は「人」であり、「人財(注3)」づくりの施策の一環として子ども・子育て支援の充実と教育改革を重視するとともに、「人財」が「協働のパートナー」となり「まちの活性化」につながるように、参加と協働の機会の拡充を図る施策のあり方を示します。

(注1)ファシリティ・マネジメント:企業や団体などが所有する施設とその環境を最適に保つために、多面的な知識・技術を活用して効率的・効果的に管理運営する活動をいいます。施設全体について、その配置や利活用も含め、総合的かつ経営的視点に立つとともに、将来変化にも対応し得る長期的視野に基づく取り組みを進めることが特長です。また、施設の不具合が顕在化してから修繕等を行う「事後保全」の対応ではなく、ファシリティ・マネジメントでは計画的に対応する「予防保全」の取り組みが重要とされています。

(注2)リノベーション:修復、刷新、改造などの意。既存建物や既成市街地を大規模改修し、用途や機能を刷新・高度化し、新しい価値を加えること。特にヨーロッパの都市では、社会資本のストックを活かした修復型の再開発として都市のリノベーションが進められ、人口減少と少子高齢社会に対応した魅力あるまちづくりを実現しています。

(注3)人財:市では、人材の「材」には、素材・材料というイメージがあるため、市民サービスを提供していく組織の宝・財産という意味で、「人財」を使用しています。

(2) 改定後の計画期間

改定計画の期間は、平成19年度から平成22年度(2010年)とします。

(注)計画見直しの調整期間である平成19年度を含むものとします。

(3) 第2次改定に向けた市民参加

第2次改定における市民参加の基本的な方向性

本改定は、平成18年4月の自治基本条例の施行後、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度等、新たな自治・分権推進体制のもとでの計画改定となります。そこで、第2次改定における市民参加としては、市民意向調査や広報特集号・ホームページによる広範な市民意見の聴取やパブリックコメントの実施とともに、住区ごとにまちづくり懇談会等を実施します。

また、新たな市民参加方式の取り組みとしては、平成18年度に「まちづくりディスカッション」として先駆的な実践を行った「無作為抽出による市民討議方式」について、わが国初の取り組みとして、基本計画改定において「市民討議方式」の導入を行います。

さらに、第3次基本計画・第2次改定は計画の最終段階であるとともに、次の第4次基本計画につながる重要な意味合いもあることから、目標達成のための事業の推進のあり方や残された課題等に関して、市民会議・審議会等の関係団体による評価・検証が不可欠です。そこで、基本計画の各施策の所管部課において、各施策に係わる市民会議・審議会や団体の意見聴取等を行い、それを計画に反映させることとします。

つまり第3次基本計画・第2次改定における市民参加のあり方は、自治基本条例の施行により市民参加が「常態化・制度化」されたとも言える三鷹市において、市民会議・審議会等の充実した活動を始めとした「多層的・多面的」な参加方式を用いるものです。

具体的な市民参加の取り組み

第1ステップ

「三鷹を考える論点データ集」学習会及び第2次改定に関する基本的方向(討議資料)による市民参加(4月～)

平成19年3月に発行した「三鷹を考える論点データ集」をテキストとして連続学習会を開催し、基本計画の第2次改定に向けて市民の皆様のご意見を伺います。

また、第2次改定に関する基本的方向(討議資料)により改定の基本的な方向を提示し、論点データ集の学習会のフォローアップも兼ねて、討議資料についての「まちづくり懇談会」を開催します。さらに、討議資料を広報やホームページに掲載し、市民の皆様のご意見を募集します。

このほか、三鷹ネットワーク大学と連携して、学識者による「まちづくり」についての講演会等を開催します。

第2ステップ

骨格案による市民参加(9月～)

「三鷹を考える論点データ集」学習会や討議資料についての「まちづくり懇談会」などで寄せられたご意見等を踏まえ、施策の体系、重点事業の選択、主要事業の内容等を示した骨格案を提示します。市民参加の手法としては、広報の特集号によるアンケート調査、まちづくり懇談会(地域(住区)別懇談会)、課題別まちづくり懇談会(団体ヒアリング)、そして個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取やパブリックコメント手続条例に基づく骨格案のパブリックコメントなどを実施します。

さらに骨格案の最重点プロジェクト等からテーマを選定し、2日間をかけて「まちづくりディスカッション」を開催します。

第3ステップ

素案による市民参加(1月～)

骨格案への意見を踏まえた改定事項を含む全文が掲載された素案を提示します。市民参加の手法としては、まちづくり懇談会(地域(住区)別懇談会)の開催、個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取やパブリックコメント手続条例に基づく素案のパブリックコメントを実施します。

(4) 基本計画・第2次改定と個別計画の改定

平成20年度以降に改定を予定していた個別計画については、基本計画の計画期間が平成22年度までであることなどから、原則として、個別計画の新たな課題や取り組み内容等を第2次改定に盛り込み、個別計画の上位計画たる基本計画に掲載することによって対応することとし、新規課題等についても積極的な取り組みを行うものとし、なお、個別計画の改定又は策定を行わざるを得ない場合は、個別に検討・調整を行うこととします